

第 2 1 章

司法及び警察

第 21 章

司法及び警察

民事、行政事件

平成21年中に府内の各裁判所が扱った新受理件数は、20万6690件で、前年に比べ18457件(9.8%)の増となっている。

新受理件数を裁判所別にみると、簡易裁判所が11万9530件(構成比57.8%)で、前年より13623件(12.9%)増、地方裁判所が7万8813件(構成比38.1%)で、前年より5512件(6.9%)増、高等裁判所(近畿2府4県)が8347件(構成比4.0%)で、前年より278件(3.2%)減となっている。

なお、既済件数は13548件(7.3%)増の19万8813件、未済件数は7877件(16.5%)増の5万5640件となっている。

刑事事件

平成21年中に府内の各裁判所が扱った新受理件数は11万559件で、前年に比べ2006件(1.6%)の減となっている。

新受理件数を裁判所別にみると、簡易裁判所が7万3976件で、前年より3693件(5.3%)増、地方裁判所が3万3847件で、前年より5662件(14.3%)減、高等裁判所(近畿2府4県)が2736件で、前年より37件(1.3%)減となっている。

家事事件

平成21年中に家庭裁判所が取り扱った家事審判事件の新受理件数は4万7540件と前年に比べ2967件(6.7%)の増となっている。主な事件の構成比をみると、「子の氏の変更」が29.8%(1万4153件)、「相続放棄」が26.7%(1万2696件)、「精神障害者保護義務者選任等」が7.7%(3647件)、「改氏」が3.1%(1478件)となっており、この4事件で全体の67.3%を占めている。

家事調停事件の新受理件数は9553件で、前年に比べ414件(4.5%)の増である。主な事件の構成比をみると、「婚姻中の夫婦間の事件」が37.5%(3585件)、「子の監護処分」の21.5%(2056件)、以下、「婚姻費用分担」の11.3%(1075件)、「親権者変更等」の6.8%(647件)となっている。

少年保護事件

平成21年中における少年保護事件の新受理人員は1万4874人で、前年に比べ449人(3.1%)の増となっている。

事件別にみると、「窃盗」が5119人(構成比34.4%)、「道路交通法違反等」が3835人(同25.8%)、「業務上過

失致死傷等」が2137人(同14.4%)等となっている。

また、刑法犯は1万245人(構成比68.9%)で、前年に比べ11人(0.1%)の増、特別法犯は4451人(構成比29.9%)で、前年に比べ423人(10.5%)の増となっている。

刑法犯の内訳では、「暴行」が12人(11.2%)減となっており、「窃盗」が505人(10.9%)増、「横領」が283人(15.8%)減、「傷害」が113人(20.3%)減等となっている。

次に、平成21年の少年院の入出院状況を見ると、新収容者は505人で、前年に比べ48人(10.5%)の増となっており、退院者(仮退院を含む)は423人で、前年に比べ1人(0.2%)の減となっている。

人権侵犯事件

大阪法務局が平成21年中に取り扱った新受理件数は1294件で、前年に比べ106件(8.9%)の増となっている。

事件別にみると、「住居・生活の安全関係」が193件(構成比14.9%)、「暴行・虐待」が258件(同19.9%)等となっている。

刑法犯

平成21年中に府内市町村で取り扱った刑法犯認知件数は18万2537件で、前年に比べ1万9279件(9.6%)の減、検挙件数は3万5386件(検挙地主義)で、前年に比べ3639件(9.3%)の減となっている。

罪種別では、窃盗犯が14万5841件で全体の79.9%を占め、次いで、その他が2万3154件(構成比12.7%)、知能犯が5778件(同3.2%)と、この3種で認知件数全体の95.8%を占めている。

刑法犯少年検挙補導人員は9039人で、前年に比べ668人(6.9%)の減となっている。

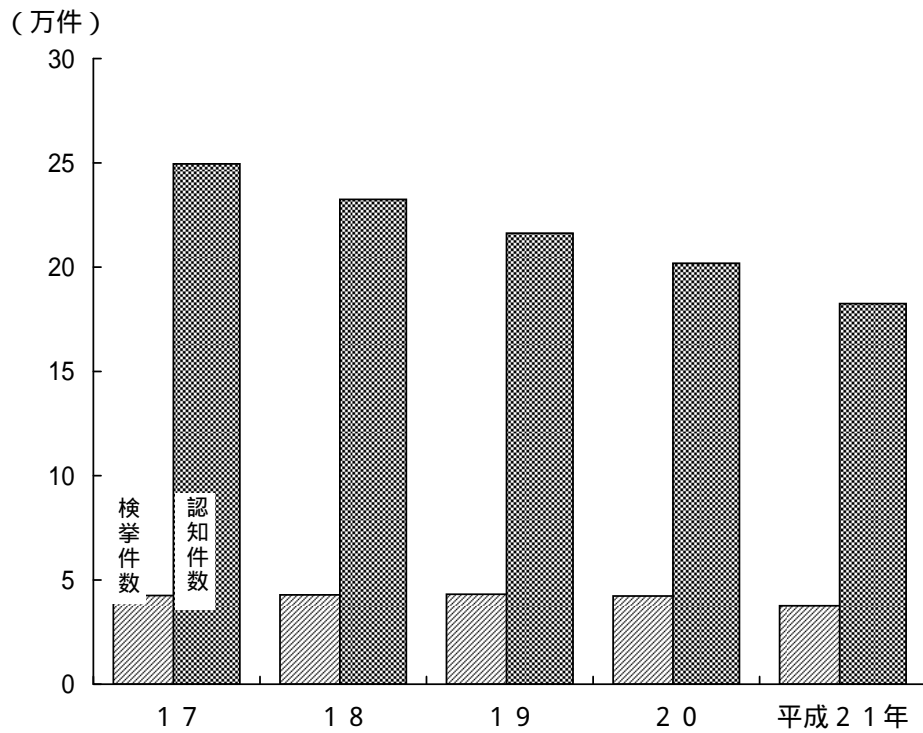
罪種別では、窃盗犯(5694人)、その他(2368人)、粗暴犯(719人)の順となっている。

また、年齢別では、14才の1726人、15才の1614人、13才の1468人の順となっており、依然、中学生の検挙補導人員が多くなっている。

不良行為少年の補導人員は10万6920人で、前年に比べ19万3520人(64.4%)の減となっている。

行為別にみると「深夜はいかい」が6万367人で全体の56.4%を占め、以下「喫煙」が4万3716人、「怠学」が932人、「その他」が537人の順となっている。

刑法犯認知・検挙件数の推移



刑法犯少年の年齢別人員 (平成21年)

